

令和3年度静岡市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

△印は減

第1条 令和3年度簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条本文中「(収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額9,000千円は固定資産の撤去に要する費用であり、資本的収入の企業債9,000千円を充てるものとする。)」を「。なお、営業費用中資産減耗費6,356千円の財源にあてるため、企業債6,300千円を借り入れる。」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既 決 額)	(補 正 額)	( 計 )
収 入				
第2項の次に「第3項 特別利益」を加える。				
第1款	簡易水道事業収益	131,400千円	6,867千円	138,267千円
第2項	営業外収益	114,073千円	5,643千円	119,716千円
第3項	特別利益	0千円	1,224千円	1,224千円
支 出				
第1款	簡易水道事業費用	140,400千円	△3,428千円	136,972千円
第1項	営業費用	126,276千円	△4,045千円	122,231千円
第2項	営業外費用	13,624千円	617千円	14,241千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「企業債を除く資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額43,186千円は、当年度分損益勘定留保資金43,186千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額23,518千円は、過年度分損益勘定留保資金266千円及び当年度分損益勘定留保資金等23,252千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既 決 額)	(補 正 額)	( 計 )
収 入				
第1款	資本的収入	19,014千円	9,557千円	28,571千円
第1項	企業債	9,000千円	△9,000千円	0千円
第2項	他会計支出金	10,014千円	18,557千円	28,571千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	53,200 千円	△1,111 千円	52,089 千円
第1項	建 設 改 良 費	3,109 千円	△399 千円	2,710 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	49,591 千円	△712 千円	48,879 千円

第4条 予算第5条に定めた企業債限度額「9,000千円」を「6,300千円」に改める。

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	( 計 )
(1) 職 員 給 与 費	24,442 千円	△667 千円	23,775 千円

第6条 予算第8条に定めた他会計からの補助金の金額を次のように改める。

(既 決 額)	(補 正 額)	( 計 )
80,333 千円	△289 千円	80,044 千円

令和4年2月4日提出

静岡市長 田 辺 信 宏